

# 社会資本整備総合交付金等を活用したマンホール蓋の計画的な維持管理・改築

## 老朽化対策でのマンホール蓋の改築 ※1

下水道ストックマネジメント支援制度では、主要な管渠に設置されたマンホール蓋のうち、処分制限期間(車道7年、その他15年)又は標準耐用年数(車道15年、その他30年)を経過し、老朽化したものや機能不足のものについては、ストックマネジメント計画を策定することで、マンホール蓋の改築が交付対象となります。

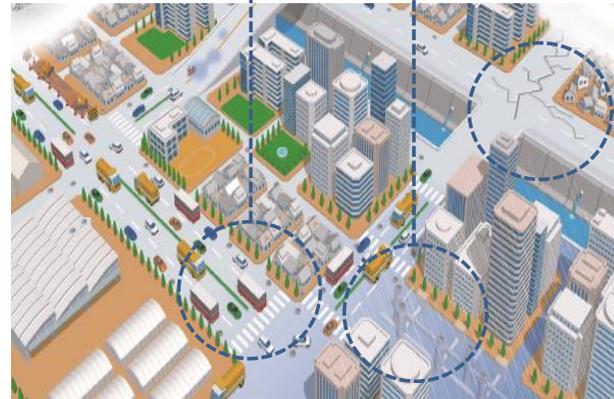
※平成28年度に「下水道ストックマネジメント支援制度」の創設を受け、「長寿命化支援制度」に基づく改築事業等の交付対象期間は令和2年度までとなります。



機能不足や老朽化したマンホール蓋



マンホール蓋の改築

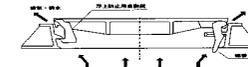


## 浸水対策でのマンホール蓋の飛散対策 ※2

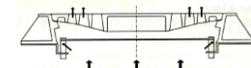
下水道浸水被害軽減総合計画の対象地区にあるマンホール蓋のうち、浮上や飛散のおそれがあるマンホール蓋の交換が交付対象となります。(主要な管渠以外に設置されたマンホール蓋も交付対象となります)



浮上・飛散するマンホール蓋



マンホール蓋の飛散防止対策



格子蓋による排気能力向上

## 地震対策でのマンホール蓋の横ズレ対策 ※3

下水道総合地震対策計画の対象地区にあるマンホール蓋のうち、地震被災時に、横ズレ等で管路の点検が困難となるおそれがあるマンホール蓋の交換が交付対象となります。(主要な管渠以外に設置されたマンホール蓋も交付対象となります)



ボルト無緊結の古いタイプのマンホール蓋の横ズレ



マンホール上部壁とマンホール蓋の緊結による横ズレ防止

## マンホール蓋浮上防止対策 ※4

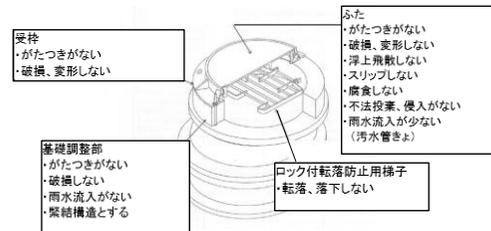
主要な管渠に設置されたマンホール蓋のうち、浮上・飛散等のおそれがあるものについては、緊急対策計画を策定することでマンホール蓋の交換が交付対象となります。



マンホール蓋外れ



鍵番のないマンホール蓋



マンホール蓋に求められる広義の安全機能

## これらの対策に必要な点検・調査・計画策定

マンホール蓋に関する老朽化対策、浸水対策、地震対策、浮上防止対策の推進に必要な点検・調査・計画策定も交付対象となります。



マンホール蓋及び公共汚水枡蓋の点検・調査



対策計画の策定

※1 老朽化対策・・・下水道事業の手引き令和2年度版 P.403及び「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン-2015年版-」P.21参照

※2 浸水対策・・・下水道事業の手引き令和2年度版 P.354及び「下水道総合浸水対策計画策定マニュアル」資料編 P.1-14参照

※3 地震対策・・・下水道事業の手引き令和2年度版 P.390及び「下水道施設の耐震対策指針と解説2014年版」P.94,373参照

※4 マンホール蓋浮上防止対策・・・下水道事業の手引き令和2年度版 P.919参照